

平成 27 年 12 月 16 日

都立墨東病院における病児・病後児保育の実施について

1 経緯

「東京都長期ビジョン」において、小児科のある都立・公社病院で病児・病後児保育事業を実施することと位置付けられた。都立病院における最初の取組として都立墨東病院で病児・病後児保育を実施する。

2 実施概要

事業者：東京都立墨東病院

場所：東京都立墨東病院（墨田区江東橋四丁目 23 番 15 号）内 保育棟 2 階
「水辺の病児・病後児保育室さくら」

（約 90 m²：保育室、隔離室、幼児用トイレなどを設置）

開始時期：平成 28 年 2 月 1 日（月）

規模：4 名（開設から当面の間は、利用定員は 2 名となります）

開室日及び利用時間：月曜日から金曜日

午前 8 時 30 分から午後 6 時まで（延長保育は行いません）

閉室日：土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）

対象児童：墨田区在住の生後 0 歳 6 か月から小学 6 年生までの児童

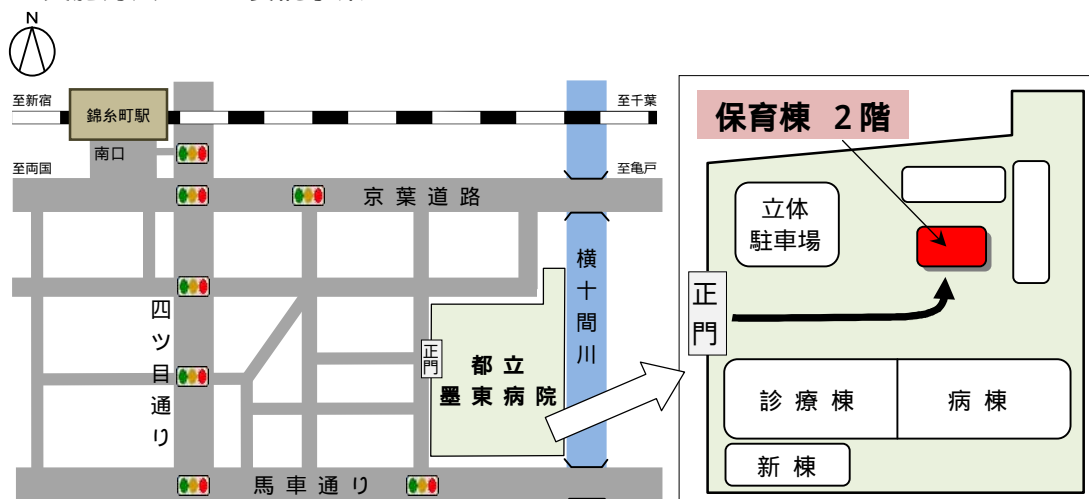
利用料金：児童 1 人 1 日につき 2,000 円

（別途、当日の ER（救急外来）受診の際、診療費がかかりますが、乳幼児医療証や子ども医療証により本人負担はありません。）

利用期間：原則、同一の事由に係る利用につき、連続する 7 日間（閉室日を含む）

食事等：昼食・おやつ・飲み物は、持参

実施方法：区の委託事業



3 スケジュール

平成27年	6月	区議会福祉保健委員会に報告
	10月	東京都と契約締結
	12月	事業について広報(区のお知らせ21日号、同日付けHPも)
平成28年	1月	22日(金)、23日(土)に説明会、事前登録開始
	2月	1日(月)病児・病後児保育事業開始

病児保育と病後児保育

「病児保育」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育するものをいいます。

「病後児保育」とは、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育するものをいいます。

< 墨田区における病児・病後児保育 >

墨東病院の事業内容と受け入れ児童

実施施設	都立墨東病院 水辺の病児・病後児保育室 さくら	区 分	病児・病後児保育
対 象	区内に住所を有する生後 6 か月から小学校 6 年生までの児童		
受入児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない(病児) または病気の回復期であり(病後児) 入院加療の必要はないが、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 例)・病気回復期の発熱や感冒、下痢などの時 ・水痘、耳下腺炎などの感染性疾患の回復期 ・気管支喘息などの慢性疾患 ・やけどや骨折などの外傷性疾患の養生期		
受入不可	次に該当する場合は受け入れられません。 ・児童が感染性の疾患を有し、他の児童への感染のおそれがある時 ・児童の症状が重く、入院加療の必要がある時 ・利用当日に墨東病院の医師が診断した結果、受入れが困難であると判断された時		

わらべみどり保育園の事業内容と受け入れ児童

実施施設	わらべみどり保育園 病後児保育室 かんがるー (緑 3-12-2)	区 分	病後児保育
対 象	区内の保育施設、幼稚園等に通園通学している 1 歳の誕生日から就学前までの児童		
受入児童	病気の急性期を過ぎ、回復期にあり、入院加療の必要はないが、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 例)・感染症の予後で体力の低下などで集団生活が不安な時 ・怪我、腫れものなどが著しい時 ・与薬(内服、塗薬、点眼など)が必要な時 ・下痢などで食事の配慮が必要な時		
受入不可	次に該当する場合は受け入れられません。 ・児童が感染性の疾患を有し、他の児童への感染のおそれがある時 ・児童の症状が重く、入院加療の必要がある時		

すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」の事業内容と受け入れ児童

実施機関	すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」	区 分	訪問型病後児(軽症病児)保育
実施場所	児童の自宅を病後児サポーターが訪問		
対 象	区内の保育施設、幼稚園、小学校等に通園通学している生後 43 日から小学校 3 年生までの児童		
受入児童	病気の急性期を過ぎ、回復期にあり、入院加療の必要はないが、集団保育が困難な児童 例)・病気回復期の発熱や感冒、下痢などの時 ・学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染性疾患の回復期 ・喘息などの慢性疾患 ・やけどや骨折などの外傷性疾患の養生期		
受入不可	次に該当する場合は受け入れられません。 ・児童の症状が重く、入院加療の必要がある時		